

○ 特定目的会社の監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十五号）（第十一条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（特定目的会社の計算に関する規則第五十一条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項</p> <p>二～四（略）</p> <p>3（略）</p> | <p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（特定目的会社の計算に関する規則第五十一条に規定する継続企業の前提をいう。）に係る事項</p> <p>二～四（略）</p> <p>3（略）</p> |